

不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
振動規制法第12条第2項	振動防止の改善命令又は使用方法等の変更命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

第9条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は第12条第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。